

新潟市水道局請負工事監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局の発注する工事の請負契約（以下「契約」という。）について、その適正な履行を確保するため、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）第37条に規定する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 新潟市水道局が発注する工事をいう。
- (2) 監督員 規程第37条に規定する監督を行う者をいう。
- (3) 総括監督員 監督員のうち工事の監督の事務を掌理し、他の監督員を指揮監督する者をいう。
- (4) 主任監督員 監督員のうち工事の監督の事務を主任し、担当監督員を指揮監督する者をいう。
- (5) 担当監督員 総括監督員及び主任監督員以外の監督員をいう。
- (6) 契約図書 工事請負契約書及び工事請負契約約款並びに設計書、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する回答書その他契約の履行に必要な書類をいう。

(監督員)

第3条 一つの工事ごとに総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

- 2 総括監督員は、工事担当課等（水道施設の工事を担当する課及び工事事務所並びに浄水場をいう。以下同じ。）の長をもって充てる。
- 3 主任監督員は、工事担当課等の主幹又は係長、副場長若しくは係長に格付けされる主査の職にある者をもって充てる。

- 4 担当監督員は、工事担当課等の職員をもって充てる。
- 5 監督員のうち1人は、水道法（昭和32年法律第177号）第12条に規定する布設工事監督者（新潟市水道法施行条例（平成24年新潟市条例第10号）第3条各号に定める資格を有する者に限る。）の職務を兼ねる。

（監督員の指名）

第4条 監督員の指名又は変更は工事担当課等の長が行う。ただし、別に定めがある場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による監督員の指名又は変更は書面により行う。
- 3 工事担当課等の長は、第1項の規定により監督員を指名又は変更したとき、若しくは一つの工事について監督員に分担して監督を行わせ、それぞれの監督の内容を定めたときは、書面をもって、その旨を受注者に通知しなければならない。

（監督員の業務）

第5条 監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- （2） 契約図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- （3） 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- （4） 前各号に掲げるもののほか、契約図書に定められた事項の処理に関すること。

- 2 監督員は、この要綱に基づいて受注者に対して必要な指示をするときは、書面により行わなければならない。

（監督員の基本的責務）

第6条 監督員は、業務遂行にあたっては、常に公正かつ誠実な態度で臨むとともに、受注者

及び下請負人の業務を不当に妨げることをないように留意しなければならない。

(発注工事の把握)

第7条 監督員は、契約図書の内容並びにその定めるところにより受注者から提出される工程表及び施工計画書（以下「工程表等」という。）の内容を把握しなければならない。

2 監督員は、前項に定めるもののほか、当該工事について次の各号に掲げる規定の適用があるときは、当該各号に定める事項を把握しなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により置かれる主任技術者又は監理技術者の状況

(2) 建設業法第24条の8第1項の規定により備え置かれる施工体制台帳及び施工体系図の整備状況

(3) 受注者が関係行政機関等に提出すべき届出等の有無およびその内容

3 担当監督員は、工程表等に基づき工事現場を点検し、当該工事の進捗状況を常時把握しなければならない。

4 担当監督員は、前3項に定めるところにより把握した現場等の状況について、適切に、契約図書に定める指示、承諾、協議、書面の受理等を行うものとする。

(工事の促進のための措置)

第8条 監督員は、必要に応じ、受注者に対する工事の促進の指示、工事現場付近の住民からの苦情、要望等の処理、関係機関との協議、調整その他工事促進のために適切な措置をとるものとする。

(安全管理)

第9条 監督員は、工事の施工にあたり、現場の安全対策に万全を期するよう受注者の指導に努めなければならない。

(関連工事の調整)

第10条 総括監督員は、工事の施工上密接に関連する他の工事について、これらの工事の工

程の調整その他の施工状況の調整（以下この条において「工程調整」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総括監督員は、必要に応じて、主任監督員若しくは担当監督員に工程調整させることができる。

（工事の立会い）

第11条 担当監督員は、契約図書に定めるところにより、工事の途中における重要な段階に立ち会わなければならない。

- 2 総括監督員は、前項に定める立会いのうち特に重要なものについては、主任監督員に立ち会わせるものとする。

（工事の途中の段階における確認）

第12条 担当監督員は、契約図書に定めるもののほか、必要に応じ、工事の途中の重要な段階において、工事現場を調査し、必要な事項を確認するものとする。

- 2 総括監督員は、前項に定める確認のうち特に重要なものについては、主任監督員に確認させるものとする。

（手直しの指示）

第13条 監督員は、工事の施工が契約図書に適合しないと認めるときは、受注者に対し手直しを指示しなければならない。

（契約図書に明示されていない場合の措置等）

第14条 担当監督員は、次の各号のいずれかに該当する事実につき受注者から確認を求められたとき、又は当該事実につき自ら発見したときは、主任監督員に報告してその指示を受け、受注者にその措置について指示をしなければならない。ただし、その事実が軽微なものについては、自らの判断でその措置を受注者に指示し、その旨を主任監督員に報告するものとする。

- （1） 契約図書の表示が明確でないこと（契約図書を構成する書類の内容に不整合がある

こと、並びに契約図書に誤り又は脱漏があることを含む。)

(2) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等契約図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の状態が一致しないこと。

(3) 契約図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

3 総括監督員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、受注者に対し、工事の内容の変更を指示することができる。

(1) 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められるとき。

(2) 早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められるとき。

(臨機の措置)

第15条 担当監督員は、災害の防止その他工事の施工上緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、主任監督員に報告してその指示を受け、受注者にその措置について指示をしなければならない。ただし、急施を要する事情がある場合でその暇がないときは、自らの判断で指示し、直ちにその顛末を主任監督員に報告するものとする。

2 担当監督員は、受注者から災害の防止その他工事の施工上急施を要する事情があると判断してとった措置についてその旨の通知を受けたときは、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、第1項の指示をしたとき、又は前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(工事の中止)

第16条 担当監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理由を付して主任

監督員に報告しなければならない。

(1) 工事を打ち切る必要があると認めたとき。

(2) 工事を一時中止する必要があると認めたとき。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、緊急に工事を中止する必要があると認めるときは、直ちに担当監督員を通じて受注者に工事の一時中止を指示させることができる。

(書類等の整備等)

第17条 監督員は、契約図書、工程表等その他の監督事務に係る書類および帳簿を整備するとともに、監督事務の実施に係る記録を保管しなければならない。

(委任)

第18条 監督員の業務に関し必要な技術的基準その他この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行し、同日以降に契約が確定した工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。